

令和4年11月16日

経済再生担当
新しい資本主義担当
スタートアップ担当
新型コロナ対策・健康危機管理担当
全世代型社会保障改革担当
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
後藤 茂之 殿

厚生労働大臣
加藤 勝信 殿

内閣官房長官
沖縄基地負担軽減担当
拉致問題担当
ワクチン接種推進担当
松野 博一 殿

東京都知事
小池 百合子

今冬の感染拡大を見据えた新型コロナウイルス対策等に関する要望

新型コロナウイルス感染症対策について、先日、新型コロナウイルス感染症対策分科会において、「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応」がとりまとめられ、オミクロン株と同程度の変異株による感染拡大を想定して医療のひっ迫度等に応じたレベル分類の見直しとともに、感染拡大が著しい都道府県において行う取組が示された。

現在、新規陽性者が増加傾向にあり、今後、感染急拡大やインフルエンザとの同時流行も懸念されていることから、都は、都民一人ひとりの命と健康を守り、感染拡大防止と社会経済活動の回復との両立を進めるため、東京モデルとして、これまで築き上げてきた保健・医療提供体制の枠組みを活かし、先手先手で対策に取り組んでいる。

しかしながら、今後もコロナと共存する社会の実現に向けた歩みを着実に進めていくためには、国と都がより一層緊密に連携し、これまでの知見や経験を活かして実効性のある対策を講じていく必要がある。

今冬の感染拡大を見据え、国として新型コロナウイルス対策に取り組んでいくにあたり、下記のとおり要望する。

記

1 新型コロナウイルスの法令上の位置付けの見直し

今秋以降の感染拡大時への対応は、今夏の「BA. 5 対策強化地域」の対応等が基本となっており、新たな行動制限は行わず社会経済活動を維持しながら高齢者等に重点を置いて感染拡大防止策を講じるとの基本方針に変更はない。

今後、コロナと共存する社会を速やかに実現するためにも、この感染症に対する国全体としての方向性を一層明確にするとともに、新型コロナウイルスの特性を踏まえて、感染症法や特措法上の位置付けを、実態に応じて見直すこと。

2 感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応

(1) 社会経済活動と感染防止対策の整合性について

医療負荷増大期において、「対策強化宣言（仮）」を実施し、住民により慎重な呼びかけ・要請を行っても感染拡大が続く場合等には、「医療非常事態宣言（仮）」を行い、帰省、旅行も含めた外出自粛を要請するとしている。一方、飲食店や施設への時短・休業は要請しないこととしており、また、現在は、経済活性化施策（全国旅行支援や GO TO EAT 等）を実施していることから、住民への呼びかけ・要請について理解が得られないことが懸念される。

社会経済活動を維持しつつ、外出自粛要請を行うこととの整合性について、国としての考えを示すこと。

(2) まん延防止等重点措置等の取扱いの明確化

医療ひっ迫が生じる場合などにおいては、行動制限を含む実効性の高い強力な感染拡大防止措置等が考えられるとなっているが、医療機能不全期の対応にも、まん延防止等重点措置や緊急事態措置が明記されていない。

重点措置や緊急事態措置の今後の運用の方針や適用基準について基本的対処方針において明確にすること。

3 コロナとの共存に向けた保健・医療提供体制の確立

(1) コロナとの共存に向けた保健・医療提供体制について

コロナとの共存に向け、感染急拡大やインフルエンザとの同時流行時においても、患者の症状や重症化リスク等に応じて適切に診療・検査を受けられる体制の整備や病床の確保、必要十分な治療薬の供給・流通、新型コロナワクチンの接種促進などに関する取組を支援すること。あわせて国において財政的な支援を行うこと。

(2) 病床確保料について

国から示された病床確保料の再見直しにおいて、都道府県知事の判断で調整の対象外とすることが出来る条件が示されたが、都道府県知事が判断するにあたり、考え方や基準を明示すること。

(3) 自治体におけるオンライン診療体制強化の取組への支援

今冬の感染拡大への対策として、各都道府県において、オンライン診療の体制を大幅に強化することが方針として示されたが、都道府県によるオンライン診療センターの設置等の取組にかかる経費については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とならないこととされている。今冬の感染ピーク時における外来ひっ迫を回避するための緊急避難的な措置であり、全額を国費の対象とすること。

(4) 医療機関への支援

コロナとインフルエンザの同時流行下において、小児が発熱した際には、地域の発熱外来やかかりつけ医を受診するとされていることから、小児医療機関については、診療・検査医療機関であるか否かに関わらず、コロナ疑い患者を診察した場合の診療報酬の加算を認めること。

また、休日や年末年始期間の外来医療体制を確保するため、診療や検査を行う医療機関に協力金を支払う場合、国費の充当を認めること。